

スラム街不就学児の実態

特集

第一 不就学児対策を重点目標にとりあげた理由

西成区及び浪速区の一部は、大阪府下の触法少年(十四才未満)のうち、不就学児童の犯罪率は一般児童の七倍以上もあるといわれている。だから、不就学児童をなくすることが少年犯罪を少なくすることの有力な対策である。天王寺補導センターでは、「悪の芽」を育てるスラム街の不就学児の実態を補導し、それによる調査をこのほど完成した。

天王寺補導センター

桐山 忠二
中村 良弘
中村 福子
安達 智
西田 喜一郎

いわゆる日本有数のスラム街を形成し、日雇労働者、犯罪前歴者等がい集し、経済的にも社会的にも最悪環境におかれている

ため、子女の教育に対する関心度は、極めて低く、そのうえ家庭的な諸事情等がからみあって不就学児(長欠、未就学を含む)が増加し、少年の非行化と結びつき、ひいては一般児童にも悪い影響を与えている。このように社会から見ずれば、保護者から見はなされた不幸な不就学児童の保護善導にため、非行化防止に寄与するこ

実態調査

とを目的とした。

第二 西成、浪速地区における不就学児の実態

西成区、浪速区内における不就学児の正確な実数を把握することは、地域の特殊事情からむつかしいが、現在までの発見補導状況から推察して約四〇〇〜五〇〇名内外と思われる、その密

第三 不就学児と犯罪のつながり

集地域は、浪速区では馬淵町、恵美須町、水崎町、貝柄町付近、西成区では東萩町、東入船町、西入船町、東田町、松田町付近である。本年一月から六月までの間、天王寺補導センターが街頭補導で発見した不就学児(長欠、未就学を含む)の累計は一〇〇名であるが、街頭発見は逐次減少しつつある。

昭和三十四年中における大阪府下の触法少年のうち不就学児(長欠児を含む)による犯罪は凶悪犯二名、粗暴犯一〇名、一般犯(窃盗、詐欺、その他)一三〇名、合計一四二名となっている。また一般小学児童の犯罪率と不就学児童の犯罪率を対比して見ると次表のとおり約七・三倍の高率を示し、犯罪少年へとながる特異な傾向が見られ

<スラム街の不就学児の実態>

一、概況
同センターが取扱った不就学問題児は、本年一月から六月までの六カ月間に一〇〇名を数え

第四 天王寺補導センターで 取扱った不就学(長欠 未就学を含む)児童の 概況と分析結果	六五〇、〇三二	六五〇、〇三二	六五〇、〇三二
	不就学(長欠)児童 者を含む)	不就学(長欠)児童 者を含む)	不就学(長欠)児童 者を含む)
犯罪率	七、八二〇	七、八二〇	七、八二〇
犯罪率	七、一三八	七、一三八	七、一三八

(注) 本表の不就学長欠児童数は昭和三十四年度の正確な資料がないため、大阪府教育委員会発表の昭和三十三年度の統計資料を基準とした。
内訳は次のとおり。
不就学(長欠)男三、二七八名
女三、〇六〇名
計六、三三八名
就学免除者(精薄児、身体不自由児) 八〇〇名
計七、一三八名

るが、そのうち保護者並びに本人の理解納得のうえ就学手続または指導助言により就学させることに成功したものは小、中学校合せて二九名、近く就学見込みのもの一一名、合計四〇名で取扱人員の四割に達する状況である。

しかし、この反面、保護者の無理解、本人の学校ぎり、無籍、非行前歴(一〇回以上の前歴者もある)等の事情により、発見後行先をくらし、所在不明となったものなどがあって、あらゆる努力を払い指導助言につとめたにもかかわらず、前記のような悪条件のため就学の見込みがたらず、やむなく事後措置を児童相談所にゆだねる通告手続をとったものは一九名にも

のぼっている。

不就学児の中には知能指数も優秀であり、本人も勉学を希求しているが、経済的な諸事情や家庭環境に支配されて、夢と希望が充たされぬものもあり、人生の悲劇が純真な童心をむし

ばみ、悪の道に誘いこまれて行くことを思うとき、児童憲章の精神にのっとり一人でも多くこうした不幸な環境から救い出すことが、青少年の健全な保護育成をはかる上からも重要なことであると考えて事後措置をとったのである。不就学児の補導措置の概況は、次表(1)~(4)のとおりである。

(2) 月別措置別状況表

月別	人員取扱	措置別状況		
		就学	通告	他府県へ転出
一	二	二	二	二
二	一六	二	一三	一
三	一〇	五	三	一
四	三四	一八	一	一
五	二七	四	一	一
六	一一	二	一	一
合計	一〇〇	二九	一九	一九

(1) 月別学階別取扱状況表

月別	取扱人員	学階別人員	
		小学校	中学校
一	二	一	一
二	一六	一四	二
三	一〇	七	三
四	三四	二六	八
五	二七	二六	一
六	一一	一〇	一
合計	一〇〇	八四	一六

小学校人員中には未就学児を含む

(註) 継続指導人員のうち新学期(九月)から就学見込みのものが一名ある。

(2) 所在不明の一名は発見後転居し、行方不明となったものである。

《スラム街の不就学児の実態》

氏名(仮名)	年齢	発見月日	就学月日	就学々校学年	出席状況	授業態度と意欲	その他	総合
花中 収	九	二月二二日	六月一六日	今宮小一年	欠席なし	授業中静かで熱心にきいている。年令超過児のため理解力よ	学友との折合がやや悪いが問題なし。給食費等はもらえるが納めず。従順で明朗、長欠児にありがちな悪癖なし。	良
水戸家 章	九	二月二六日	四月八日	恵美小一年	〃	態度はよい、意欲ある	やや遅れているが意欲旺盛	良
鈴木清子	一一	三月一日	五月一六日	大國小五年	欠席六日(母親出産のため)	態度はよい、意欲ある	やや遅れているが意欲旺盛	良
長井昭子	一一	三月一日	四月一五日	恵美小五年	欠席なし	態度はよい、意欲ある	やや遅れているが意欲旺盛	良
三浦富美	一二	同	四月八日	六年	週二(家事手伝いのため)欠席なし	授業内容がわからぬらしい	態度はよい、意欲ある	可
伊藤 郷	九	同	五月九日	三年	欠席なし	態度はよい、意欲ある	やや遅れているが意欲旺盛	良
山田 真	一二	三月二七日	四月九日	六年	〃	態度はよい、意欲ある	やや遅れているが意欲旺盛	良
宮下 秋子	一二	四月二日	四月八日	〃	〃	態度はよい、意欲ある	やや遅れているが意欲旺盛	良
宮下 春子	一四	同	同	日本橋中二年	〃	態度はよい、意欲ある	やや遅れているが意欲旺盛	良
北河内修三	一二	同	四月九日	恵美小五年	五月は二日の欠席、六月は二日の欠席	成績悪い、意欲はうすい	友達少ない	可

(9) 就学後の勉学状況等調査表

期間	人員	%
一カ月未満	三五	(三五)
六カ月未満	一九	(一九)
一年以上	一一	(一一)
一年以上	一一	(一一)
一年以上	一一	(一一)
一年以上	一一	(一一)
一年以上	一一	(一一)
一年以上	一一	(一一)
一年以上	一一	(一一)
一年以上	一一	(一一)
三年以上	一	(一)
合計	一〇〇	(一〇〇)

(5) 不就学の期間別調査表

非行の種類	非行歴のある児童数	非行率
強盗	一	(一%)
強姦	一	(一%)
暴力行為	一	(一%)
窃盗	一六	(一六%)
ぞう物罪	一	(一%)
靴磨強要	一	(一%)
傷害	一	(一%)
合計	二二	(二二%)

(7) 不就学児童の非行歴調査表(調査対象児童一〇〇名)

非行通告数	人員の合計
一回	一〇
二回	二
三回	三
四回	三
五回	一
二回	一
合計	二二

(8) 不就学児童発見後の非行状況

状況	取扱人員	%
発見前に非行歴を持っていたもの	二〇	(二〇)
発見後非行をおかしたものの	三	(三)
非行歴があるが就学後非行を犯したものの	四	(四)
就学後非行を犯したものの	〇	(〇)
合計	二九	(二九)

(註) 就学児童数は二九名である。

不就学問題児童の非行状況は、次表のとおりであるが、就学後現在までに非行をおかしたものは一名もなかった。

(3) 不就学児童の居住地分布状況

区別	町別	人員	合計	%
浪速区	馬淵町	一九	三八(三八)	
	恵美須町	七		
	水崎町	一〇		
	貝柄町	一		
	広田町	一		
	東萩町	二八		
	東入船町	一二		
	西入船町	六		
	山王町	四		
	松田町	三		
西成区	東田町	三	六二(六二)	
	東四條町	三		
	西萩町	一		
	甲岸町	一		
	中開町	一		
合計		一〇〇	一〇〇	

(4) 不就学等問題児童の実態

不就学の実態	男女別		合計
	男	女	
不就学	七	二	九
欠席	八	二	一〇
長期欠席	九	二	一一
未就学	三	一	四
合計	二二	七	二九

(註) (1) 不就学児とは、義務教育課程にありながら正当な理由がないのに一年以上就学していないものを示す。
 (2) 未就学児とは、学令に達しながら正当な理由がないのに全然就学していないものを示す。
 (3) 長期欠席児とは、正当な理由がないのに一月以上連続して登校していないものを示す。

(6) 就学児童の学校別状況表

小学校	人員		中学校	人員		合計
	男	女		男	女	
今宮	一	二	三	一	四	一
恵美	一	三	四	一	五	一
茶萩屋之	一	二	三	一	四	一
大園	一	一	二	一	三	一
金塚	一	一	二	一	三	一
計	九	一七	二六	一〇	三六	二九

(註) 近く就学手続完了し、新学期から就学見込みのものは一名ある。

(10) の口 措置状況表

措置	件数	割合
通告	一九	二六
就学	三	〇
転居	二	〇
児童委員	二	〇
委員嘱	二	〇
継続指導	八	一〇
未処理	四	五
計	一〇〇	一〇〇

就学後の勉学状況調査表

(第九表説明)

全体の約三〇％に当る二九名の不就学児等を継続指導の甲斐あって、それぞれ就学せしめることに成功した。

これらの不就学児等は、学習テストの成績結果によって、年令相応の学年に編入されたものの、二年あるいは三年という長期間のブランクのため年令相応の学力を有しないので、不就学等に入る直前の元級に編入されたもの等がある。

生活の不規則、浮浪、遊び癖等の悪癖を身にしみこませているこれら児童が、果して規則正しい生活、時間的な拘束を伴う

学校生活に順応してゆけるかどうか、学業の遅れあるいは年令超過という特殊な事情から学友間の折合いはどうかの点及び保護者が就学という機会が補導センター係員による指導と手続、学校当局等の理解によって与えられたという受動的な心理状態から抜け出て、児童の勉学への背骨あるいは悪癖の矯正へと積極的な協力が得られるかどうかの疑問が残ったので、就学した二九名の児童の在学々校に対し出席状況、授業態度と意欲その他保護者の協力状況、学友との折合い等について六月三十日現在をもって調査したところ別表のとおりとなった。

一人平均要通学日数は約四八日となっており、一人平均欠席日数は約五日となっており、欠席率は一〇％と高率を示し出席率はよくないが、これは二九名中の六名が就学後週間一、二日あるいは常習的に怠学する結果によるものである。

授業態度及び意欲について

は、

良好なもの二三名(八〇％) 落着きなく意欲のないもの六名(二〇％)

と学業の遅れ年令超過児童としての悪癖にもめげず、他の生徒との競争心にもえてはいるが、融和しようとしていない努力が目立っており、担任教師は保護者の無理解による結果が不就学や犯罪化の原因をもたらしていると言っている。

二、不就学問題児童と家庭環境等について

取扱った不就学問題児童の発見当時における家庭環境と就学の障害となつて諸問題(解決就学したものを含む)を分析検討すると次の表(1)の(7)のとおりで、これらの分析結果から不就学理由の大部分が家庭環境と地域環境に支配されていることが感取され、本人の先天的素質等による不就学はごく一部分にすぎないことがうかがわれる。

(1) 住居別調査表(次頁上段)

本表は不就学児童の住居についてみたものであるが、全体の五八％にあたる五八名が日払いの簡易旅館に居住している。またスラム街を形成している浪速区木崎町あるいは馬淵町及びその周辺でバラック住いをしてい

るもの一六名(一六％)、貸し間一一名(一一％)、南海本線高架添いなどの掘立小屋住い六名となっている。貧困者用の市立共同住宅あるいは二階借りなどのやや恵まれた住居者七名を除く九三名(九三％)がわび住いをしてい

これら簡易旅館、簡易アパートあるいは貸し間などの実態は、流れ者あるいは、日雇者などの住いであり、限られた建坪に最大限の人員を収容する意図をもって、屋根裏にまで小部屋を設けるほか、各部屋は細分し天井は佇立できないくらいに低く、もちろん採光、通風などの考慮も払われず、実に惨めなもので、狭い部屋に悪臭が満ちている。

《スラム街の不就学児の実態》

(1) 住居別調査表

住居別	人員
簡易旅館	五八
バラック	一六
貸間	一一
掘立小屋	六
二階借り	三
簡易アパート	二
市立共同住宅	四
合計	一〇〇

(2) 家族と住居との状況

不就学児童の家庭生活の本拠である住居は不潔と乱雑狭あい

で薄暗く、惨めなものである。これら住居を家族人員と住居の面積を畳数に換算してその相對關係をみると、五三名のものが三畳から四畳未満の間において生活をし、ついで二畳から三畳未満のものが一七名、四畳から五畳未満のものが八名となつて、六畳以上の畳数を有する住居に居住するものは、わずかに三名となっている。

更にこれを家族人員で住居面積を除してみると、実に一人当

(2) 家族と住居の状況

畳数	家族数						計
	一人	二人	三人	四人	五人	六人	
一	二	三	七	二	六	二	三
二	三	七	二	六	二	二	一七
三	七	二	二	三	六	六	五三
四	一	一	二	三	二	二	一八
五	一	一	二	二	一	一	八
六	一	一	二	二	一	一	一
七	一	一	二	二	一	一	一
計	一一	二七	一四	一三	一〇	四	六八

り平均〇・八畳余で、この平均畳数を上回るものはわずかに一名である。

五人家族で二畳半の間に生活しているもの六名、七人家族で二畳あるいは二畳半一間で生活しているもの二名、更に八人の大家族で三畳あるいは三畳半余の間で生活しているもの六名と、最悪環境におかれているものがその大部分を占めている。

一人平均畳数が〇・四あるいは〇・五畳で更に家族人員の多い家庭は、成人あるいは、保護者が輪番に仮眠あるいは、坐って眠るなどの方法をとるほか安

(3) 住居と家賃関係

畳数	家賃							計
	2,000未満	2,000	3,000	3,000	4,000	4,000	5,000	
六	一	二	一	一	一	一	一	七
五	二	二	一	一	一	一	一	二
四	四	一	一	一	一	一	一	四
三	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	二	四	一	一	一	一	一

(註) 雑居部屋は一人単位、その他は部屋単位を月払として算出した。

酒をおおって、路傍でねる者もいる。また夏期は風通しの悪い部屋を逃れ、公園などで夜を明かすものも居り、いきおいこの風潮は少年(不就学児童)に及

住居と家賃の關係調査表

道路上不法占拠による掘立小屋あるいは大阪市立共同住宅及び行方不明などによって調査対象外となったものを除き、七〇名について調査したところ、月額三、〇〇〇円から四、〇〇〇円未満の家賃を支払っているものが四〇名(五七％)となり最も多い。

三畳余の間を高級住宅なみに五、〇〇〇円以上の月額家賃を支払っているもの一一名(一五％)と西成特有の狂った一面をあらわしている反面、追込み

(7) 前住地別調査表

大阪府		大阪市内											前住地						
計	松原市	岸和田市	八尾市	布施市	堺市	東住吉区	生野区	西淀川区	大正区	阿倍野区	旭区	港東区	城東区	都島区	住吉区	西区	北区	東区	人員
一〇	一	一	一	三	四	二	三	二	一	四	一	一	二	一	一	五	二	一	
他府		他府											前住地						
計	北海道	東京都	山梨県	岐阜県	福岡県	愛知県	宮崎県	広島県	和歌山県	滋賀県	三重県	奈良県	兵庫県	人員					
一〇〇	一	二	一	一	二	四	三	三	三	二	二	二	五						
合	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計					
二〇	二	三	三	三	六	九	三	三	三	三	三	三	五						

他府県からの転入者は、北は北海道から南は宮崎県からとなつて中広い地域から転入して来ている。

他府県からの転入者三十一名のうち、五四名が近府県からの転入者である。

△不義理を重ねて家出してきた。

△借金があるので住居地を知られたくない。

△粗暴な前夫から身をかくしている。

△駆け落ちして来た夫に逃げられ、このことを故郷に知られたい。

などの理由をあげて拒むものや、たんに言葉をごして逃げた者など及び所在不明になり、調査不能になったもの三十一名があった。

三、不就学、長欠児童の非行原因

一〇〇名の取扱人員中、非行前歴のある二〇名について非行原因の調査を行ったところ、次のとおりで家庭環境に最も大きな原因がはらんでいることが推察される。

即ち、これらの諸原因を分説すると

- ☆ 家庭環境
 - (ア) 放任家庭
 - 全般的にみて、子供の多い家庭が多く、生活程度は下流もしくは、その日暮らして生計に追われるためか、子女の教育に対する保護者の関心度は極めて低く、従って子供が学校に真面目に通っているかどうか等については、全く無関心
 - (イ) 欠損家庭
 - 保護者の欠損家庭が大部分を占めており、ほとんどが母親の愛情を知らない。また両親があっても継父、継母等のため、家庭になじまず欠損家庭同様の状態になっているものが多い。
 - (ウ) 崩壊家庭
 - 家庭生活がふしだらで紛争のたえまがなく、子供をかえりみない家庭、いわゆる崩壊家庭では、家庭におけることが面白くなく、悪の道にふみこむ結果となったものもある。
 - (エ) その他
 - 夫婦共稼ぎの家庭、民生保護をうけている家庭、小遣金を全然やらない家庭等が非行の原因動機をなしている。
- ☆ 社会環境

《スラム街の不就学児の実態》

補導センターは警察、民生、教育三者一体の合同組織のもと

第五
不就学問題児童の措置
経過と関係機関との連絡
絡協調状況

罪悪観念に乏しい前科者、たちんぼう、とばく常習者、売春婦など浮浪者の集まるいわゆるスラム街という地域的に最悪環境に居住しているため、模倣性、感受性の敏感な子供たちがこれら大人の行動を見習い、怠学浮浪して非行グループ等に誘ひこまれ、悪の道にふみこむケースをたどっているものが多い。

☆ 本人の素質その他
非行歴を有する問題児のほとんどが知能指数が低く、学校ざらい等、多少とも本人の素質的な欠かんとおもっており、これに加えて家庭環境、社会環境に支配されて窃盗等、単純な犯行を常習的に犯しているものもある。

に補導活動に当っており、主として警察官の街頭補導活動によって発見した不就学問題児童は、一応の調査を行った上、事後措置を補導ケースとして児童課の補導員に引継ぎ家庭訪問、関係機関への就学手続を行う等、縦横の連携を保持して保護者に対する啓発指導、助言指導に当たるとともに、本人の継続補導につとめているが、区役所(学事係)、児童相談所、地区民生委員、学校などの理解と協力にまつとところが非常に大きい。特に学校当局と区役所(学事係)が入学(就学)許可の最終決定権をもっているため、これが理解と協力を得るため不断の努力を続けた。

一、区役所との連絡状況
就学手続に必要な住民登録証、転籍証明書が整わなくとも、地区民生委員の居住証明があれば、仮入学の便宜取扱の方法がとられ、事後可及的速やかに正規の手続を行うよう指導することとして西成、浪速両区役所

二、地区民生委員との連携
仮入学の手続きに必要な居住証明書の発給等についての協力は、取扱人員こそ少ないが理解ある取扱を受けられている。

三、学校との連絡協調
保護者の移動に伴い転校する場合には、前に通学していた学校の在学証明書がなければ転校手続ができないので、市内の場合には直接学校訪問(電話連絡依頼)府下または他府県の場合は通信連絡等の方法で必要書類を取りよせているが、非常に親切に取扱われている。また就学後の学校連絡等の際においても、担任教師等の理解と愛情ある指導が学校ざらいの子供の勉学意欲をもやしている実状がうかがわれる(特に浪速区恵美小学校等)

四、児童相談所、児童委員の活動と協力状況
児童相談所に対する通告ケースは問題点が多く、早期解決困難と思われれるものに限られているため、指導上の困難性が伴いそのうえ人手不足(担当福祉司は、一区または二区に一名)のため積極的努力にもかかわらず、解決件数は少ないので、今後においては地区児童委員の協力体制の強化が痛感される。

五、措置状況
不就学児童の発見から就学までには、前記のように人知れぬ苦勞がおり込まれているが、一応就学させることに成功した二十九名については、それぞれケース内容が異なるが、先ず保護者に面接して納得理解させることに、少ないものでも数回、多いものは二〇回以上の家庭訪問を行っているほか、区役所、学校民生委員、関係機関との連絡、訪問、本籍地、前住所など他府県への文書連絡が繰り返されたほか、書類手続面の一切を無学無筆な保護者に代ってやってやる等の措置が加えられている。

第六 広報活動の推進状況

地域ぐるみの理解と、社会の関心を深め協力体制の強化をはかるため、機会あるごとにPR活動にも配慮した結果、報道関係者、婦人議員、婦人会その他の有識者の現地視察が相ついで行われた。

おもな広報活動状況は次のとおり。

- (1) 五月二十三日発見から就学への措置経過等についての中間発表会を開催するとともに、事後の推進についての研究、検討を行った。
- (2) 六月十三日補導センター連絡会において民生教育関係者、報道関係者、その他有識者等に実態広報の上、今後における不就学児対策推進について研究を行った。

- (1) 五月二十五日実施の集中補導に大阪府・市婦人議員三名を招き、現地補導状況を視察してもらって西成区、浪速区内における不就学問題児童の実態について関心と認識の高揚をはかった。
- (2) 六月四日、七日の両日、大阪朝日新聞(朝日グラフ記者桑田泰三氏)記者は西成、浪速両区のスラム街の実地視察

七	不就学問題と今後に残る諸問題(障害となつている問題点)
---	-----------------------------

- (1) 五月三日 大阪日日新聞
- (2) 五月十一日 大阪日日新聞
- (3) 七月十日 朝日グラフ

等、いろんな障害もあったが、センター員の熱情とPR活動が逐次効果を奏し、家庭的な諸問題や、経済的な事情を除いては次第に好転し、就学手続面で最初難色を示していた区役所学事係との関係も至極円滑に推進、今後の成果が期待される状況となった。しかし、なお今後に残る諸問題としては、次のようなものがあげられる。

- 一、家庭的な問題点
 - 家庭的な問題点としては、家庭の混乱による崩壊家庭、法の無知、教育に対する無関心等保護者に対する啓発指導については、継続指導の必要なものも相当ある。
- 二、経済的な問題点
 - 日雇労働者等、生活困窮家庭も相当あり、入学資金(準備金)に対する保護措置等の配慮が痛感される。
- 三、問題児に対する指導
 - 本人の学校きらいが主原因で長期欠席、不就学となっているものも相当あり、また転校時の

孤独感や差別的取扱い等から学校をきらい子供もあるので、学校連絡の強化と適切な指導が必要である。

第八 むすび

不就学問題の実態と分析結果、並びに今後に残る諸問題等については、前述のとおりで、今後の推進については補導センター員の熱情と関係機関の連絡協調、さらに世論の喚起と相俟って実施するつもりであるが、これも一時的のことである。帰するところは、西成区の流れ人は、日本各地から転々と浮浪して移住してくる準大阪市民であり、不就学児童は、その親に伴われてきたあわれな子供達である。準大阪市民の子として市民権のない少年を救うために、小中学校の子備的な養護施設を国費で設置、これを拠点として関係機関協力のもとに保護されることを望みたい。



八月中に大阪少年補導センター会館に、視察見学に来られた団体並びに個人の方々、又会館の集會室を利用された状況は、次の通りでした。

左記

- ☆八月一日(月) 奈良県立大学 陀高校教諭及生徒十名見学
- ☆八月一日(月) 愛媛県新居浜市少年補導センター少年補導員、同市民委員等六名見学
- ☆八月一日(月) 奈良県中部高等学校生活指導部会四名見学
- ☆八月五日(金) 南河内郡地区中学校生活指導係研究会一行三十名見学

- ☆八月五日(金) 天王寺警察防犯部打合せ会
- ☆八月五日(金) 和歌山県田辺市補導センター高橋文作氏外一名見学
- ☆八月八日(月) 鹿児島県立串良商高教諭二名見学
- ☆八月十日(水) 福祉新聞社創立打合せ会
- ☆八月十一日(木) 大阪府警察犯部少年課長中原充氏外一名視察
- ☆八月十二日(金) 大阪府警察学校分枝生徒三十名見学
- ☆八月十二日(金) 福岡県八幡市補導連盟三名見学
- ☆八月十六日(火) 神戸市甲南婦人会長吉岡寿美氏外一名見学
- ☆八月十九日(金) 横浜市教育委員長横江勝美氏、同指導次長遠藤要氏視察
- ☆八月二十日(土) 大阪府社会主事講習会
- ☆八月二十二日(月) 京都府綴喜郡中学校教育頭会西村莊一氏外十三名見学
- ☆八月二十二日(月) 泉北郡東羽衣小学校教頭森内平氏見学
- ☆八月二十三日(火) 福井県警防犯課福井市少年保護センター一片谷政氏見学
- ☆八月二十三日(火) 大阪少年補導協会主催ダイジェスト鼎談会
- ☆八月二十五日(木) 大阪市小学校教育研究会一行四名見学
- ☆八月二十六日(金) 福井県警察本部防犯課長山口衛氏見学
- ☆八月二十七日(土) 京都府男山中学育友会一行四十七名見学
- ☆八月二十七日(土) 宇部市助役西田竹一氏外一名視察
- ☆八月二十九日(月) 大阪市小・中・高校連絡委員会十九名
- ☆八月三十日(火) 大和高田市立商業高等学校村松貞雄氏見学
- ☆八月三十一日(水) 名古屋市中学校生活指導研究会山田敬止外四名見学
- ☆八月三十一日(水) 市立阿倍野中学校教諭十名見学

あらゆる印刷・紙器・製袋
紙製品の一貫総合工場



東洋紙業株式会社

取締役社長 朝日多光

本社 大阪市浪速区新川3丁目652 電話 2471 (代表)
 本町工場 大阪市浪速区東神田町822
 東京工場 東京都大田区本蒲田4丁目1番地 電話 東京(731)5088